

2 6 陳 情 第 2 5 号	「地方自治法第 1 2 4 条の行政庁見解訂正についての意見書提出」 に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 6 年 1 1 月 7 日受理、平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日付託
陳 情 者	羽村市川崎_____

(要 旨)

首記条文は議長への請願を定めており、議長への提出前に議員の同意紹介が求められる。しかし、この紹介は下記の誤った見解により生じたので、議長から関係行政庁に地方自治法第 9 9 条（意見書の提出）により見解訂正についての意見書を提出していただきたい。

(理 由)

- 1 議員による同意紹介は法律の本質を理解しなかった行政庁の見解が新宿区議会会議規則の正当性を誤って支えている。同意紹介は請願者にとって負担であり、紹介議員の存在を無くす改正は請願する人の負担軽減に寄与するので公益になる。よって、前記見解に疑問を呈し、同条文改正は公益に寄与する。
- 2 議長への請願は、地方自治法第 1 2 4 条に従っている新宿区議会会議規則第 8 8 条第 2 項により、「議員の（同意ある）紹介」を要件としている。貴議会ホームページにて紹介議員無しの陳情に関して「陳情は請願と同様に扱う」と示し良識を表明している。しかし、陳情は憲法に記載されている請願に統一されるべきである。
- 3 帝国議会第 9 2 回貴族院地方自治法案委員会速記録第 1 号（1 4 5 頁）によると法案の説明にて、『請願』は新たに今回規定された事項であり、・・・、選挙民等から議会に対して独自の請願ができる。請願がありました場合には、それを長なりその他の関係の執行機関に送付して・・・と、「議員の紹介」とだけが書いてある法案に記載されていない「紹介議員の同意」に触れなかった。
- 4 明治憲法第 5 0 条「両議院は、臣民より呈出する請願書を受くることを得」とあり、詞（ことば）使い等は検査されても紹介議員は取次の役割りだけを得ていたと推定する。理由は、現在の憲法第 1 6 条（請願権）に『かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない』とあり、内容に左右されないと理解でき、精神は継承されていると推測できる。

- 5 請願の紹介議員に関し滋賀県の「賛意ある議員だけが紹介できるのか」との質問に対する行政課長の回答は、「請願の内容に賛意を表する者でなければ、紹介すべきで無い」〔地方自治関係実例判例集（1）996頁〕であった。
- 6 取り次ぎ者の考えは多様なので、取り次ぎ者の賛意が要件では、憲法第14条の「法の下での平等」から逸脱する。
- 7 よって、「請願の内容に賛意を表する者でなければ、紹介すべきで無い」との行政課長見解を訂正すべきである。
- 8 「陳情を請願通りに扱っているので改正不要」との意見はあるが、誤りから生じて差別されている陳情は憲法第14条（法の下での平等）に反している。